議案第８１号

羽曳野市立コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和７年11月28日　提出

羽曳野市長　山入端　創

提　案　理　由

恵我之荘集会所、恵我之荘老人いこいの家及び高年生きがいサロン２号館を廃止し、恵我之荘コミュニティセンターを設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

令和　　年　　月　　日

羽曳野市条例第　　号

（羽曳野市立コミュニティセンター条例の一部改正）

第１条　羽曳野市立コミュニティセンター条例（平成５年羽曳野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「（以下「センター」という。）」を削り、同項の表に次のように加える。

羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンター	羽曳野市恵我之荘５丁目１番３号

第１条第２項中「センター」を「羽曳野市立コミュニティセンター」に、「次のとおり」を「次のように」に改める。

第２条各号列記以外の部分中「センター」を「羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター、羽曳野市立丹比コミュニティセンター及び羽曳野市立東部コミュニティセンター並びに羽曳野市立はびきの庵円想（以下この条から第７条までにおいて「センター」という。）」に改める。

第７条第３項中「別表」を「別表第１から別表第３まで」に改め、同項後段を削り、同条中第６項を第７項とし、同条第５項中「利用金額」を「利用料金」に改め、同項を同条第６項とし、同条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

第８条中「センター」を「羽曳野市立コミュニティセンター」に改め、同条を第10条とする。

第７条の次に次の２条を加える。

（使用料）

第８条　羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンターを使用しようとする者は、別表第４に掲げる額の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

２　市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

3　市長は、規則で定める基準に従い、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンターに関する読替え）

第9条　第3条から第6条までの規定は、羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンターについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の見出し	利用の承認	使用の許可
第3条	センター	羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンター（次条から第7条までにおいて「センター」という。）
	利用	使用
	指定管理者の承認	市長の許可
第4条の見出し	利用の承認	使用の許可
第4条	指定管理者	市長
	利用を承認	使用を許可
第5条の見出し	利用の承認	使用の許可
第5条第1項	指定管理者	市長
	利用	使用
	承認	許可
第5条第2項	指定管理者	市長
	利用条件	使用条件
	承認	許可
	利用者	使用者
第6条第2項	前項の規定による求めがあったとき	必要があると認めるとき

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第8条関係）

区分		室料
会議室（1）		円

	午前(午前9時から午後1時まで)	830
	午後(午後1時から午後5時まで)	830
	夜間(午後5時から午後9時まで)	830
	昼間(午前9時から午後5時まで)	1,500
	昼夜間(午後1時から午後9時まで)	1,500
	全日(午前9時から午後9時まで)	2,000
会議室(2)	午前(午前9時から午後1時まで)	520
	午後(午後1時から午後5時まで)	520
	夜間(午後5時から午後9時まで)	520
	昼間(午前9時から午後5時まで)	940
	昼夜間(午後1時から午後9時まで)	940
	全日(午前9時から午後9時まで)	1,250
集会室	午前(午前9時から午後1時まで)	1,040
	午後(午後1時から午後5時まで)	1,040
	夜間(午後5時から午後9時まで)	1,040
	昼間(午前9時から午後5時まで)	1,880
	昼夜間(午後1時から午後9時まで)	1,880
	全日(午前9時から午後9時まで)	2,500

備考　利用者の住所(法人にあっては、その事務所の所在地)が本市の区域外である場合の料金は、室料にその5割に相当する額を加算した額とする。

(羽曳野市立集会所条例の一部改正)

第2条　羽曳野市立集会所条例(昭和55年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の表恵我之荘集会所の項を削る。

第2条中「古市集会所」を「集会所」に改める。

第3条中「指定管理者等(恵我之荘集会所にあっては市長を、古市集会所にあっては指定管理者をいう。)」を「指定管理者」に改める。

第4条中「指定管理者等」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者等」を「指定管理者」に改め、同

項第５号中「前４号」を「前各号」に、「指定管理者等」を「指定管理者」に改め、同条第２項中「指定管理者等」を「指定管理者」に改める。

第６条第１項を削り、同条中第２項を第１項とし、第３項を第２項とする。

第７条中「古市集会所」を「集会所」に改める。

第８条を削り、第９条を第８条とする。

別表中「第７条、第８条」を「第７条」に改め、同表備考１及び備考３中「使用料」を「室料」に改め、同表備考４を削る。

（羽曳野市立老人いこいの家条例の一部改正）

第３条　羽曳野市立老人いこいの家条例（平成元年羽曳野市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１条の表羽曳野市立恵我之荘老人いこいの家の項を削る。

第５条第６号中「前５号」を「前各号」に改める。

第６条第１項第５号中「前４号」を「前各号」に改める。

（羽曳野市立高年生きがいサロン条例の一部改正）

第４条　羽曳野市立高年生きがいサロン条例（平成11年羽曳野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第１条の表羽曳野市立高年生きがいサロン２号館の項を削る。

第９条中「並びに同項第１号及び第４号」を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条、第３条及び第４条（羽曳野市立高年生きがいサロン条例第９条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
第１条関係
羽曳野市立コミュニティセンター条例

（設置）
第 1 条　市民の連帯意識の高揚及び良好な地域社会の形成並びに教養及び文化の向上に寄与し、もってうるおいのある街づくりを進めるため、羽曳野市立コミュニティセンターを次のように設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">省略</td></tr>
<tr><td>羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンター</td><td>羽曳野市恵我之荘５丁目１番３号</td></tr>
</table>
2　羽曳野市立コミュニティセンターに特別館を次のように設置する。
<table>
<tr><td>省略</td></tr>
</table>
（指定管理者による管理）
第 2 条　市長は、羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター、羽曳野市立丹比コミュニティセンター及び羽曳野市立東部コミュニティセンター並びに羽曳野市立はびきの庵円想（以下この条から第 7 条までにおいて「センター」という。）の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年羽曳野市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。
(1)～(3)　省略
第３条～第６条　省略
（利用料金）
第７条　1・2　省略
</td><td>
第１条関係
羽曳野市立コミュニティセンター条例

（設置）
第 1 条　市民の連帯意識の高揚及び良好な地域社会の形成並びに教養及び文化の向上に寄与し、もってうるおいのある街づくりを進めるため、羽曳野市立コミュニティセンター（以下「センター」という。）を次のように設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">省略</td></tr>
</table>
2　センターに特別館を次のとおり設置する。
<table>
<tr><td>省略</td></tr>
</table>
（指定管理者による管理）
第 2 条　市長は、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年羽曳野市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。
(1)～(3)　省略
第３条～第６条　省略
（利用料金）
第７条　1・2　省略
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
3　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第１から別表第３までに掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4　前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
5　省略
6　指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
7　省略
(使用料)
第８条　羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンターを使用しようとする者は、別表第４に掲げる額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。
2　市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。
3　市長は、規則で定める基準に従い、使用料の全部又は一部を還付することができる。
(羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンターに関する読替え)
第９条　第３条から第６条までの規定は、羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンターについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><td>第３条の見出し</td><td>利用の承認</td><td>使用の許可</td></tr>
<tr><td>第３条</td><td>センター</td><td>羽曳野市立恵我之荘コミュニティセンター(次条から第７条までにおいて「セン</td></tr>
</table>
</td>
<td>
3　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4　省略
5　指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用金額を減額し、又は免除することができる。
6　省略
</td>
</tr>
</table>

		ター」という。)
	利用	使用
	指定管理者の承認	市長の許可
第4条の見出し	利用の承認	使用の許可
第4条	指定管理者	市長
	利用を承認	使用を許可
第5条の見出し	利用の承認	使用の許可
第5条第1項	指定管理者	市長
	利用	使用
	承認	許可
第5条第2項	指定管理者	市長
	利用条件	使用条件
	承認	許可
	利用者	使用者
第6条第2項	前項の規定による求めがあったとき	必要があると認めるとき

(委任)

第10条　この条例に定めるもののほか、羽曳野市立コミュニティセンターに関し必要な事項は、市長が定める。

附　則　省略

別表第1～別表第3　省略

別表第4(第8条関係)

区分		室料
会議室(1)		円
	午前(午前9時から午後1時まで)	830
	午後(午後1時から午後5時まで)	830

(委任)

第8条　この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が定める。

附　則　省略

別表第1～別表第3　省略

	夜間(午後5時から午後9時まで)	830
	昼間(午前9時から午後5時まで)	1,500
	昼夜間(午後1時から午後9時まで)	1,500
	全日(午前9時から午後9時まで)	2,000
会議室(2)	午前(午前9時から午後1時まで)	520
	午後(午後1時から午後5時まで)	520
	夜間(午後5時から午後9時まで)	520
	昼間(午前9時から午後5時まで)	940
	昼夜間(午後1時から午後9時まで)	940
	全日(午前9時から午後9時まで)	1,250
集会室	午前(午前9時から午後1時まで)	1,040
	午後(午後1時から午後5時まで)	1,040
	夜間(午後5時から午後9時まで)	1,040
	昼間(午前9時から午後5時まで)	1,880
	昼夜間(午後1時から午後9時まで)	1,880
	全日(午前9時から午後9時まで)	2,500

備考　利用者の住所(法人にあっては、その事務所の所在地)が本市の区域外である場合の料金は、室料にその 5 割に相当する額を加算した額とする。

第2条関係

羽曳野市立集会所条例

（設置）

第 1 条　市民の福祉向上と自治振興を図るため、羽曳野市立集会所(以下「集会所」という。)を次のように設置する。

第2条関係

羽曳野市立集会所条例

（設置）

第 1 条　市民の福祉向上と自治振興を図るため、羽曳野市立集会所(以下「集会所」という。)を次のように設置する。

名称	位置
省略	

(指定管理者による管理)

第 2 条　市長は、集会所の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(1)　集会所の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

(2)・(3)　省略

(利用の承認)

第 3 条　集会所を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の承認の制限)

第 4 条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、集会所の利用を承認してはならない。

(1)～(3)　省略

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、集会所の管理上支障があると、指定管理者が認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

第 5 条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、集会所の利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。

(1)～(4)　省略

(5)　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2　指定管理者は、前項の規定による利用条件の変更又は承認の取消しによ

名称	位置
恵我之荘集会所	羽曳野市恵我之荘 5 丁目 1 番 3 号
省略	

(指定管理者による管理)

第 2 条　市長は、古市集会所の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(1)　古市集会所の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

(2)・(3)　省略

(利用の承認)

第 3 条　集会所を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者等(恵我之荘集会所にあっては市長を、古市集会所にあっては指定管理者をいう。)の承認を受けなければならない。

(利用の承認の制限)

第 4 条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者等は、集会所の利用を承認してはならない。

(1)～(3)　省略

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、集会所の管理上支障があると、指定管理者等が認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

第 5 条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者等は、集会所の利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。

(1)～(4)　省略

(5)　前 4 号に掲げるもののほか、指定管理者等が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2　指定管理者等は、前項の規定による利用条件の変更又は承認の取消しに

って、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。 （意見の聴取） 第６条 1　省略 2　省略 （利用料金） 第７条　市長は、指定管理者に集会所の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2　前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、集会所を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 3～6　省略 第８条　省略 附　則　省略 別表（第７条関係） 省略 備考 1　本市の区域外に居住する者が利用するときは、当該利用に係る室料の額の５割に相当する額を加算する。	よって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。 （意見の聴取） 第６条　市長は、必要があると認めるときは、第４条第３号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。 2　省略 3　省略 （利用料金） 第７条　市長は、指定管理者に古市集会所の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2　前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、古市集会所を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 3～6　省略 （使用料） 第８条　恵我之荘集会所を使用しようとする者は、別表に掲げる室料の額の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。 2　前条第５項及び第６項の規定は、前項の規定による使用料について準用する。この場合において「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。 第９条　省略 附　則　省略 別表（第７条、第８条関係） 省略 備考 1　本市の区域外に居住する者が利用するときは、当該利用に係る使用料の額の５割に相当する額を加算する。

<table>
<tr>
<td>
2　省略
3　利用者が冷暖房施設を使用するときは、当該利用に係る室料の額の3割に相当する額を加算する。

第3条関係
羽曳野市立老人いこいの家条例

（設置）
第1条　基本的人権尊重の精神に基づき、老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することにより、老人の福祉を増進することを目的として羽曳野市立老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）を設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>場所</th></tr>
<tr><td colspan="2">省略</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">省略</td></tr>
</table>
第2条～第4条　省略
（使用の許可の制限）
第5条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、いこいの家の使用を許可しない。
(1)～(5)　省略
(6)　前各号に掲げるもののほか、いこいの家の管理上支障があると、市
</td>
<td>
2　省略
3　利用者が冷暖房施設を使用するときは、当該利用に係る使用料の額の3割に相当する額を加算する。
4　冷暖房の実施時間は、次のとおりとする。ただし、市長又は指定管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
(1)　冷房　6月1日から9月30日まで
(2)　暖房　12月1日から3月末日まで

第3条関係
羽曳野市立老人いこいの家条例

（設置）
第1条　基本的人権尊重の精神に基づき、老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することにより、老人の福祉を増進することを目的として羽曳野市立老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）を設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>場所</th></tr>
<tr><td colspan="2">省略</td></tr>
<tr><td>羽曳野市立恵我之荘老人いこいの家</td><td>羽曳野市恵我之荘5丁目1番3号</td></tr>
<tr><td colspan="2">省略</td></tr>
</table>
第2条～第4条　省略
（使用の許可の制限）
第5条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、いこいの家の使用を許可しない。
(1)～(5)　省略
(6)　前5号に掲げるもののほか、いこいの家の管理上支障があると、市
</td>
</tr>
</table>

長が認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第 6 条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、いこいの家の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。

(1)～(4)　省略

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2　省略

以下省略

第 4 条関係

羽曳野市立高年生きがいサロン条例

(設置)

第 1 条　高齢者に生きがい活動の場を提供し、心身の健康増進を図るとともに、世代を超えた交流及び多様な地域福祉活動を促進し、もって地域共生社会の実現を図ることを目的として、羽曳野市立高年生きがいサロン(以下「生きがいサロン」という。)を次のように設置する。

名称	場所
省略	

第 2 条～第 8 条　省略

(指定管理者による管理を行う場合の読替え)

第 9 条　前条の規定により、生きがいサロンの管理を指定管理者に行わせる場合において、第 2 条の見出し及び第 5 条第 2 項中「使用者」とあるのは「利用者」と、第 2 条、第 3 条、第 5 条第 1 項中「使用」とあるのは

長が認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第 6 条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、いこいの家の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。

(1)～(4)　省略

(5)　前 4 号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2　省略

以下省略

第 4 条関係

羽曳野市立高年生きがいサロン条例

(設置)

第 1 条　高齢者に生きがい活動の場を提供し、心身の健康増進を図るとともに、世代を超えた交流及び多様な地域福祉活動を促進し、もって地域共生社会の実現を図ることを目的として、羽曳野市立高年生きがいサロン(以下「生きがいサロン」という。)を次のように設置する。

名称	場所
羽曳野市立高年生きがいサロン 2 号館	羽曳野市恵我之荘 5 丁目 1 番 3 号
省略	

第 2 条～第 8 条　省略

(指定管理者による管理を行う場合の読替え)

第 9 条　前条の規定により、生きがいサロンの管理を指定管理者に行わせる場合において、第 2 条の見出し及び第 5 条第 2 項中「使用者」とあるのは「利用者」と、第 2 条、第 3 条、第 5 条第 1 項並びに同項第 1 号及び第

「利用」と、第3条から第5条までの見出し中「使用の許可」とあるのは「利用の承認」と、第 3 条から第 5 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第5条中「許可」とあるのは「承認」と、第4条中「使用を許可しない」とあるのは「利用を承認してはならない」と、第5条第1項第1号中「申請」とあるのは「申込み」と、同条第2項中「使用条件」とあるのは「利用条件」と、第 6 条中「、必要があると認めるときは」とあるのは「、指定管理者から求められ、必要があると認めるときは」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。 以下省略	4号中「使用」とあるのは「利用」と、第3条から第5条までの見出し中「使用の許可」とあるのは「利用の承認」と、第3条から第5条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第5条中「許可」とあるのは「承認」と、第 4 条中「使用を許可しない」とあるのは「利用を承認してはならない」と、第5条第1項第1号中「申請」とあるのは「申込み」と、同条第 2 項中「使用条件」とあるのは「利用条件」と、第 6 条中「、必要があると認めるときは」とあるのは「、指定管理者から求められ、必要があると認めるときは」と、第 7 条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。 以下省略